

# 令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務 業務委託に係るプロポーザル実施要項

## 1 趣旨

この要項は、「令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務」の委託事業者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。なお、本事業は令和7年度当初予算の成立を前提としており、予算成立後、速やかに業務を開始できるよう予算成立前に公募を行うものであり、予算の成立状況によっては業務内容を変更すること、又は契約しない場合がある。

## 2 募集の内容

### (1) 委託業務名

令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務

### (2) 委託業務内容

別紙「令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務企画提案公募仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 委託業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

### (4) 委託上限額（見積限度額）

33,413,000円（消費税及び地方消費税含む）

委託金は支援金を含むものであり、その内訳は下記のとおりとする。

但し、支援金は交付実績によるものとし、助成実績が当初予定額を下回った場合は委託金を減額する。

（内訳） 委託業務費 19,613千円 以内

支援金 13,800千円 以内

- ・契約期間中に消費税及び地方消費税が変更となった場合は、委託金の変更について協議の上決定する。

## 3 プロポーザルに係る事項

### (1) 参加資格要件

企画提案は単独の法人および複数（以下、「共同企業体」という）での提案も認められる。共同企業体の場合は代表者を定め、以後の手続きは当該代表者が行うこと。単独の場合は、⑤を除く全ての要件を満たすこととし、共同企業体の場合は①から⑦の要件を満たすこと。

- ① 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第

75号）に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

- ② 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合、これを得ていること。
- ③ この公示日から審査会実施日までの間において、指名停止の措置を福岡県から受けていない又は受けることが明らかでないこと。
- ④ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ⑤ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体構成員として重複参加をしないこと。
- ⑥ 原則として1年以上の営業実績を有していること。
- ⑦ 同種・同規模の業務に関する実績があること。

## （2）失格事項

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、その者を失格とする。

- ① 提出された見積額が、見積限度額を超過している場合
- ② 提出方法及び提出期限を守らない場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ④ 談合等の独占禁止法違反、あっせん利得処罰法違反、入札談合等関与防止法違反など、法令に違反する公正な審査を阻害する不正行為があった場合
- ⑤ 企画提案書（任意様式）を提出してから受託候補者を選定するまでの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合

## （3）企画提案書等の提出

### ① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を提出するものとする。

#### ● 企画提案書（任意様式）

※ 後段「（4）企画提案書作成上の留意事項」に沿って作成すること。

### ② 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

### ③ 提出期限

令和7年7月25日（金） 15時（必着）

### ④ 提出方法

下記アおよびイの方法で期日までにデータおよび冊子の提出を完了させること。

ア データ：メールにて送付（送付後、電話にて必ず確認を行うこと。）

イ 冊 子：郵送または持参（平日9～17時まで）

### ⑤ 申込・提出先

「6 問い合わせ先・各書類の提出先」のとおり

#### (4) 企画提案書作成上の留意事項

##### ① 様式

- ア 提案書の様式はA4版（タテ・ヨコは任意）とすること。
- イ フォントサイズは10.5pt以上とすること。
- ウ 提案書には各項目およびページ番号を記載し、1ページ目に目次（各項目の表示および当該ページ番号）を記載すること。
- エ 企画提案書は25ページ以内とし、表紙、目次、会社概要（任意様式）、業務委託料見積書及び見積内訳書（任意様式、消費税率は10%として記載のこと）を含め、全体で35ページ以内とすること。  
※（例）A4版1枚 両面印刷の場合は2ページとカウント
- オ 提案書の表紙には、次の事項を記載すること。
  - 提案書表題「令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務」における仕様書に基づく提案書
  - 提案者名

##### ② 企画提案書の記載事項

- 提案書には、仕様書に基づき下記事項について記載すること。
- ア 本業務の仕様書に基づき提案すること
- イ 本業務に生かすことができると考えられる業務経歴について記載すること。
- ウ 業務の目的を達成することのできる具体的な取り組み方法、年間業務スケジュールについて、記載すること。
- エ 想定する業務実施体制や担当スタッフの業務経歴等を簡潔に記載すること。

##### ③ 追加提案

公益社団法人福岡県観光連盟（以下、「当連盟」という）が要求している以外に、有効な提案があれば自由に提案すること。ただし、提案できるものは今回の事業費の範囲内のものに限り、その費用と実現方法を提示すること。

##### ④ 当連盟からの疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当連盟から疑義事項の照会を行うことがある。

##### ⑤ 企画提案書の取扱い

- ア 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するが、当連盟が審査等のために必要な範囲において使用できるものとする。
- イ 企画提案書等の提出後における当該企画提案書等の内容の変更は原則として認めない。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

## (5) プロポーザルの手続き等

### ① スケジュール ※1

1	公告日(公募開始)	令和7年6月27日(金)
2	質問書 提出期限	令和7年7月04日(金)17時必着
3	質問に対する回答	令和7年7月08日(火)17時までに実施予定
4	参加意向確認書 提出期限	令和7年7月09日(水)17時必着
5	企画提案書 提出期限	令和7年7月25日(金)15時必着
6	プレゼンテーション審査※2	令和7年7月30日(水)
7	審査結果通知	令和7年8月01日(金)
8	契約内容協議	令和7年8月上旬～8月下旬予定
9	契約締結	令和7年9月上旬～9月中旬予定

※1 日程については、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

※2 ・ 参加申込者が5者以上となった場合は、事前書類審査を行い、4者を選定する。申込者が5者に満たない場合は、参加申込者すべてを対象にプレゼンテーション審査を行う。  
・ プrezentation審査開始時間等については、プレゼンテーション参加対象事業者へ当連盟より個別に連絡する。

### ② プロポーザルに関する質疑

ア 提出期限：令和7年7月4日(金)17時まで(必着)

イ 提出書類：「令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務」業務委託に関する質問書(様式1)

ウ 提出方法：メールに添付し送信 ※送信後に必ず受け取り確認の電話連絡をいれること。

エ 提出場所：下記「6 問い合わせ先・各書類の提出先」のとおり

オ 回 答：令和7年7月8日(火)17時までに実施(予定)  
当連盟公式ホームページ「クロスロードふくおか」に掲載する。

### ③ プロポーザル参加意向確認書

ア 提出期限：令和7年7月9日(水)17時まで(必着)

イ 提出書類：「令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務」業務委託に係るプロポーザル参加意向確認書(様式2)

ウ 提出方法：メールに添付し送信

※送信後に必ず受け取り確認の電話連絡を実施すること。

エ 提出場所：下記「6 問い合わせ先・各書類の提出先」のとおり

## (6) プロポーザルに関する留意事項

- ① 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- ② 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない。また、理由の如何を問わず、提出された書類は返却しない。

- ③ 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的として行うものであり、必ずしも提案通りの業務内容を確約するものではない。
- ④ 本プロポーザルにて知り得た情報は、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。
- ⑤ 参加申込者が1者の場合でもプレゼンテーション審査は行うものとする。ただし、「令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務 プロポーザル審査要領」に定める点数を下回る得点であった場合は、候補者を選定しない。

#### 4 審査に関する事項

別紙「令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務」におけるプロポーザル審査要領」とおり。

#### 5 契約の締結

##### (1) 契約手続き

###### ① 仕様等の確定について

契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の使用に反映させることができる。

###### ② 契約に至らなかった場合

候補者が契約を辞退し、又は失格に該当することが判明した場合は、次点の者と同様の手続きを行うものとする。

###### ③ その他留意事項

業務期間内において、業務実施状況により契約を継続することが適当でないと判断される場合は、契約の解除または期間の変更を行うことがある。

#### 6 問い合わせ先・各書類の提出先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7 北棟7階

公益社団法人福岡県観光連盟 観光地域づくり支援部（橋本、高村）

TEL：092-645-0019

E-mail：[support@visitfukuoka.jp](mailto:support@visitfukuoka.jp)

以上